

# 西宮市社会福祉協議会 ～しあわせ～

「しあわせ」は西宮市社会福祉協議会の  
広報紙です。(No.149)

《問合せ先》

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会  
〒662-0913  
西宮市染殿町8-17 (総合福祉センター内)  
☎0798-34-3363  
FAX0798-35-1132  
http://www.n-shakyo.jp

地域の皆さんの参加・協力・支援による地域福祉活動を実現するために

## 西宮市社会福祉協議会 会員加入のお願い

### \* 社協とは

社会福祉協議会(社協)は、「住民主体」の理念に基づき、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」にむけて各種の福祉事業・活動を展開する公共性と自主性を有する団体で、地域福祉を推進する民間の中核的組織として位置づけられています。

今後、社会状況の変化に伴い多様化する福祉課題への対応を図りながら、住民の参画による「福祉コミュニティづくり」をより一層推進することが求められています。

### \* 社協会員会費制度ってどんな制度

地域福祉活動に理解と関心を持ち、会費を納入することで、社協活動を支えていただくのが、会員会費制度です。

そして、会費は、地域福祉の向上を図るための大切な財源になります。

社協会員の募集は年間を通して行っていますが、特に7月を強化月間として定め、会員会費制度の普及に向けた市民へのPRを社協支部・分区と協力、連携しながら、総合的に実施しています。

### \* 会費の種類

会費の区分は、左表のとおり、3種類に分かれています。

種類	会費(年間一口)	
個人会員 市内に居住されている方	500円	
団体会員 市内の施設、団体及び事業所	5,000円	
賛助会員	①市外に居住されている方	500円
	②市外の施設、団体及び事業所	5,000円

### \* 納入方法

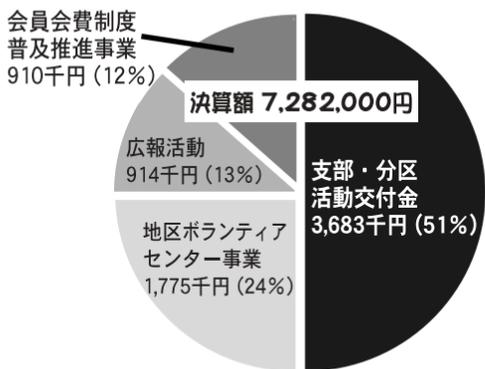
個人会費、団体会費は、主に各支部・分区(地区社協)を通じて納入していただく場合と市社協事務局に納入していただく方法があり、どちらの方法でも結構です。

社協の会員会費制度は、強制的なものではありません。社協活動の趣旨にご賛同いただき、地域福祉の推進にご協力くださるようお願いしています。

既にご加入の方は引き続き、また、未加入の方は制度の趣旨にご賛同いただきこの機会に新たにご加入いただきますよう、よろしくご申し込みをお願いします。

平成18年度会員会費収入額 8,180,500円  
ご協力ありがとうございました

\*平成18年度はこのように活用しました\*



各支部・分区で集められた会費の50%は、次年度に各支部・分区に交付され、地域福祉活動に活用されます。

**子育て支援活動**  
子育て中の親が子どもと一緒に気軽に集まって、子育ての悩みを解決や情報交換ができる身近な場として「子育てサロン」を開催しています。現在、市内32カ所で開催されています。サロンでは、お母さん同士でおしゃべりをしたり、子育てを終えたボランティアの方が相談に応じたりと、お母さん同士の仲間づくりや、異世代の地域住民との交流が広がっています。



**ふれあい・いきいきサロン**  
近隣にお住まいの方同士が、気軽に集まって、楽しく過ごせる場所が、「ふれあい・いきいきサロン」です。現在、市内33カ所で開催されており、お茶を飲みながらおしゃべりや、楽しいゲーム、ときには手芸、体操をしたりと、各地域で趣向をこらしながら実施されています。



## 会員会費を財源とした 主な地域福祉活動

社協支部・分区では、皆様からの会費を次のような事業に活用しています。

### 地区ボランティアセンター

「地区ボランティアセンター」は、地域の活動拠点として設置され、お互いを支えあう活動を進めています。現在、市内に32カ所開設しており、身近な相談や支えあい活動の窓口として、高齢者や障害のある方、子育てで悩んでおられる方などからの相談を受けます。



- 〔活動内容〕
- ①福祉に関する身近な相談窓口や情報提供
  - ②ボランティアの育成、研修や活動の場づくり等のボランティア活動推進
  - ③ボランティア派遣による生活支援
  - ④ボランティア派遣に伴う調整や支部・分区活動、関係機関団体等との連携(コーディネート)

お住まいの地域の各活動状況等については、  
市社協ホームページ  
(URL : <http://www.n-shakyo.jp>)  
及び市社協地域福祉課 ☎(0798)34・3363  
までお問い合わせください。

### 総務課

☎(0798) 37・0010  
fax (0798) 35・5500

〈社協会員会費制度に関するお問い合わせ先〉